

(『アジア・アフリカ研究』382号(2006年)2-37ページ、所収)

Potential of Tribunals for Injustices in Colonization ; A Perspective Inspired
by Some Recent Indigenous Studies

Tadashi OKANOUCI

Waitangi Tribunal is an attempt to right historical wrongs of colonization in Aotearoa/New Zealand. It is unique because it is the first attempt in the world history to make a tribunal for injustices in the whole process of colonization. In the case of New Zealand, the tribunal has brought a "renaissance of tribal communication" which had a democratization effect to the society especially in Maori communities. Introduction of this kind of tribunals to other countries may become a key for making a non-violent international order, an alternative to the present US-nuclear dominated capitalist globalization. In case of Japan, it would be a key not only to solve Japanese social problems deeply rooted in long history of inward-colonization, but also to promote further democratization of East Asia where the reparation for Imperial Japanese colonization is still a big issue.

植民地化不正義審判所の可能性

—最近の先住民研究に触発されての一試論—

岡野内 正

目次

- 1 問題提起
- 2 ニュージーランドの植民地化とワイタンギ審判所
- 3 ワイタンギ審判所の世界史的意義
- 4 植民地化不正義審判所の可能性

注

【参考文献】

1 問題提起

ニュージーランドには、ワイタンギ審判所 (Waitangi Tribunal [英語] : Te Roopu Whakamana i te Tiriti o Waitangi[マオリ語]) というものがある。文化的アイデンティティから言って先住民マオリに属すると自分で信じる者 (血統の純粋性は問われない) ならばだれでも、ヨーロッパ人植民者たちがやってきて以来、自分たちがこうむってきたと思う不正義と不利益——大地とその上にある天然資源を利用する権利、さらに社会的・文化的な権利の喪失——について、この審判所に訴えることができる。ワイタンギ審判所は、裁判所ではないので、判決は出さない。(1) 専門家を動員した数年間にわたる調査や公開ヒアリングの末、詳細な報告書とともに政府に対する勧告を出す。これまでのところ、ニュージーランド政府は、おおむねワイタンギ審判所の勧告を尊重してきた。土地、漁業権、公用語としてマオリ語を使用する権利、それらへの補償金など、巨額の金銭と資産が先住民マオリに返還され、マオリ文化と言語を公的なものと認知し、奨励する政策がとられてきた。2006年10月末までに政府からマオリ諸部族に対して支払われた補償金総額は、7億4300万ニュージーランド・ドルに上る (Office of Treaty Settlements 2006 ; p.9)。第1表は、ワイタンギ審判所の成立とその後の活動を年表にしたものである。(2)

第1表 ワイタンギ審判所年表

年	審判所の活動	関連立法
1974		3月14日にワイタンギ条約法草案がマオリ問題大臣によって議会に提出されるが未成立。
1975	初代議長 K.G.Scott 主席裁判官	1975年ワイタンギ条約法成立。ワイタンギ審判所が設置され、1975年以降の条約違反に関して訴えることが可能に。マオリ土地裁判所主席裁判官が審判所議長を兼務。
1976	初代の審判所メンバー2名が任命	内閣は審判所の設置措置を延期したが訴えを受けて、第1回審判の実施へ。
1977	最初の2つの訴え (WAI 1、2) に 関する聴聞実施。会場はウェリントンの インターコンチネンタル・ホテルの ダンスホール。	

- 1978 「J.P.Hawke およびその他の Ngati Whatua 部族による漁業規制に関する訴えについての報告書」(WAI 1)
→訴えの根拠なしとして却下。
「Waiau Pa 発電所に関する訴えについての報告書」(WAI 2)
→建設計画が変更となり勧告なし。
マオリの間で審判所への不信感。
- 1980 第2代議長 E.T.Durie 主席裁判官が就任 (マオリの裁判官)
- 1981 3つ目の訴えの聴聞。これ以後、提訴者のマラエ (伝統的集会所) でマオリ集会の様式に従って行われる。
- 1983 「Motunui-Waitara に関する訴えについての報告書」(WAI 6)
→Motunui-Waitara 下水処理施設と下水道の完成
- 1984 「Kaituna 川に関する訴えについての報告書」(WAI 4)
→Rotorua 下水処理計画の完成
- 1985 「Manukau 港に関する訴えについての報告書」(WAI 8)
→報告書の勧告どおりの措置の実行
→勧告は 1991 年資源管理法に影響を与える。
「Motiti 島に関する訴えについての報告書」(WAI12)
「マオリの『特権』に関する訴えについての報告書」(WAI19)
ワイタンギ審判所メンバーが議長を含め 6 名に増員。
- 1986 「マオリ語に関する訴えについての報告書」(WAI11)
→1987 年マオリ語法制定
→1987 年にマオリ語委員会設置
→マオリ語の公用語化
- 1985 年ワイタンギ条約法修正法が成立。1840 年 2 月 6 日以降の条約違反を訴えることが可能に。
- 1986 年国有企業法成立。その第 9 項で「ワイタンギ条約の諸原則の尊重」が規定される。
上訴裁判所でも「ワイタンギ

- 1987年にマオリ語ラジオ放送局認可
「Taupo 湖漁業権についての報告書」
(WAI18) 条約の諸原則」の尊重が表明される。
- 1987 「Orakei に関する訴えについての報告書」(WAI 9) 1987年マオリ語法の制定
→1991年 Orakei 法制定。住宅建設と 300万ドルの補償金。マオリ語委員会を設置し、マオリ語を公用語に。
「Waiheke 島に関する訴えについての報告書」(WAI10)
→1990年に、Ngati Paoa 開発基金に対して総額103万ドルの費用で、土地、株式、金融が移転される。
「慣習的漁業権への Te Weehi の訴えについての報告書」(WAI15)
「オークランド地方自治体へのマオリ代表に関する訴えについての報告書」(WAI 25)
初代副議長 A.McHugh 副主席裁判官
- 1988 「Muriwhenua の漁業権に関する訴えについての報告書」(WAI22) 1988年ワイタング条約（国有企業）法の制定。民間に売却された元国有企業の土地については、政府がそれを買い戻し、マオリの原所有者に返還するように審判所が命令できる権限が与えられる。
→1989年マオリ漁業法がマオリ漁業委員会（後のワイタング条約漁業委員会）を設置し、1億7千万ドル相当の資産を配分。
→全国の漁業の50%以上をマオリが管理。
「Mangonui 下水処理場に関する訴えについての報告書」(WAI17)
ワイタング審判所のメンバーが議長および16名に増員。
- 1989 「Waikawa 地区に関する報告書」(WAI83) 1989年国有森林財産法成立。国有林貸し出し基金（Crown Forestry Rental Trust）が保有し、林業企業に貸し出されている土地からの収益を、ワイタング条約に関する訴えについての

- 調査資金とすることを規定。さらにその土地が条約の原則に違反して接収されたことが明らかになった場合、審判所の命令で土地および過去の全収益を返還。以後これが主な調査資金に。
- 1989年マオリ漁業法制定。
1億7千万ドルの最初の漁業補償金の支払い。
- 1990年修正教育法制定。
ワイタングィ審判所に対して教育用の土地のマオリへの返還を命じる権限を与える。
- 1990年鉄道会社再編法。
ワイタングィ審判所に対して鉄道用に接収された土地のマオリへの返還を命じる権限を付与。
- 1990 「Welcome Bay への下水排出提案に関する報告書」(WAI3)
「土地税の賦課に関する報告書」(WAI5)
「漁業規制に関する報告書」(WAI13)
「Tokaanu の建設予定地に関する報告書」(WAI14)
「Kakanui での下水処理案に関する報告書」(WAI34)
「Mahia の Rodman's Cottage に関する報告書」(WAI103)
「ラジオ電波の配分に関する訴えについての報告書」(WAI26、150)
→1990年に Te Mango Paho (マオリ語放送基金) が設立される。
「Ngati Rangiteaorere の訴えについての報告書」(WAI32)
→1993・94年に Te Ngae 農場が返還され、76万ドルの補償金が支払われる。
- 1991 「Ngai Tahu 部族についての報告書」全三巻 (WAI27)
→補償金を受け取るために Te Runanga o Ngai Tahu (部族会議) が1996-97年に設立。
→1998年 Ngai Tahu 部族補償法。
「Ngai Tahu 部族の法人格に関する補足報告書」
- 1991年 Orakei 法制定。
Orakei 地区の訴えに関して、300万ドルの補償金と住宅を提供することを規定。
1991年資源管理法制定。

- 書」(WAI27)
「Kaimaumau 中間報告書」(WAI45)
「Tamaki 地域マオリ開発事務所の訴えについての報告書」(WAI202)
「オークランド病院への遺贈金に関する訴えについての報告書」(WAI261)
- 1992 「オークランド鉄道用地に関する報告書」(WAI264)
「ウェリントン鉄道用地に関する報告書」(WAI264)
→暫定的解決策。
「Mohaka 川についての報告書」(WAI119)
「Oriwa 1 B3 区域についての報告書」(WAI67)
「Waikanae の鉄道用地に関する報告書」(WAI264)
「Sylvia 公園およびオークランドの政府資産売却に関する中間報告書」(WAI276, 72, 121)
「ワイタング条約漁業委員会への財産帰属者指名に関する報告書」(WAI321)
「漁業問題解決についての報告書」(WAI307)
→審判所による 1992 年漁業権法の精査。
「Ngai Tahu 部族の沿岸漁業に関する報告書」(WAI27)
→マオリ側が、Sealords Fishing Company 株の 50%と、新しい漁獲割り当ての 20%を受けとることに。
「Te Roroa 部族に関する報告書」(WAI38)
→1992 年ワイタング条約修正法。
→長期にわたる延期の末に Te Roroa 部族と政府の交渉が開始。
- 1993 「Pouakani に関する報告書」(WAI33)
→1999・2000 年に Poakani に対する 265 万ドルの補償金支払い。
「マオリ開発公社に関する報告書」(WAI35)
- 第 6 項で「マオリとその文化や伝統への考慮」、
第 7 項で「Kaitiakitanga への配慮」
第 8 項で「ワイタング条約の諸原則の充足」を規定。
- 1992 年ワイタング条約（漁業権請求）解決法。
「Sealord (網元)」交渉の内容を確認し、以後審判所は商業的漁業に関する聴聞を行わないことに。
1992 年ワイタング条約修正法。以後、審判所は私有に関する審判は行わず、政府財産と公的収入に関するのみ審判することに。（ただし 1988 年法で規定された元国有企業所有地は例外。）
- 条約問題解決局 (OTS) 設置 (ワイタング条約政策部 (TOWPU) の改編)
審判所を通じない政府との直接交渉の道を開く。

→マオリ開発公社の政府所有株式の Poutama 基金への移転が 1999 年に完了。

「Te Ika Whenua のエネルギー資産に関する報告書」(WAI212)

「Rangitaiki および Wheao 川に関する訴えについての中間報告書」(WAI212)

「Ngawha 地熱資源に関する報告書」(WAI304)

「Te Arawa 代表の地熱資源に関する訴えについての準備報告書」(WAI153)

「Whanganui 川に関する訴えについての中間報告書および勧告」(WAI167)

「南オークランド鉄道所有地に関する報告書」(WAI264)

「Tapuwae 1B および 4 法人に関する報告書」(WAI273)

「Tuhuru に関する訴えについての報告書」(WAI322)

第 2 代副議長に N.Smith 副主席裁判官が就任。

1994 「Te Maunga 鉄道所有地に関する報告書」(WAI315) 政府による「ワイタンギ条約に関する諸請求に関する解決提案」。

→1996-97 年の Te Maunga 鉄道問題解決へ。補償金
「マオリの代表選出に関する報告書」(WAI413) 総額を 10 年間で 10 億
→選挙に関する諸登録者数を増加させるための ドルの枠内におさめる
政府予算の増額。 ことを提案。

「放送に関する訴えについての報告書」(WAI176)

1995 「Turangi 町に関する報告書」(WAI84) 1995 年 Waikato-Raupatu

「Turangi の修復に関する報告書」(WAI84) 諸請求解決法。審判所は
→1999 年 Ngati Turangitukia 部族請求解決法。以後、Waikato-Raupatu
→500 万ドルの補償金。 部族からの訴えに関して
審判所が初めて元国有企業所有地の返還に関し 聴聞を行わないことに。
て強制力を発動する見込みとなったが、交渉で
解決。

「Kaupapa Tuatahi に関する Taranaki についての報告書」(WAI143)

→Ngati Tama 部族への補償協定,1450 万ドル。

Ngati Ruanui 部族への補償協定、4100 万ドル。
Ngati Mutunga 部族への補償協定、1450 万ドル。
Te Atiawa 部族への補償協定、3400 万ドル。
「Ngai Tahu 部族の追加請求に関する報告書」
(WAI27)

→1998 年の Ngai Tahu 解決策で 1 億 7 千万ドル
支払い。

「Te Whanganui-a-Orotu に関する報告書」(WAI55)
「Te Whanganui-a-Orotu の修復についての報告書」
(WAI55)

「キウイフルーツ販売に関する報告書」(WAI449)

→この訴えについては審判所は支持せず。

1997 A.Ward 著、ワイタンギ審判所委託報告書、
「Rangahaua Whanui シリーズ、全国概観」全三巻
の刊行。

→全国で 15 の事例集調査地区が設定。

→訴えに関する優先基準の作成。

「Muriwhenua 地域の土地に関する報告書」(WAI45)

→同地域の諸部族による政府との交渉開始。

→Ngati Kahu o Whangaroa 部族が政府との
交渉開始。

1998 「Te Whanau o Waipareira に関する報告書」(WAI414) 1998 年 Ngai Tahu 請求
解決法 1 億 7 千万ドル
にのぼる包括的解決策。
→部族に登録していないマオリを含めた社会福
祉政策に資金供与。 1998 年ワイタンギ条約

「Te Ika Whenua 川に関する報告書」(WAI212) 修正法。ワイタンギ審
判所議長に裁判官、高
等裁判所の退職裁判官、
あるいはマオリ土地裁
判所主席裁判官がなれ
ることに。

1999 「Ngati Awa Raupatu に関する報告書」(WAI 46) 1999 年 Ngati Turangi-
tukia 請求解決法。
→Ngati Awa 部族への補償協定、4239 万ドル。 全面的、最終解決とし
て 500 万ドルの補償金。
「Whanganui 川に関する報告書」(WAI167)
「Wananga Capital Establishment に関する

- 報告書」(WAI718)
「ラジオ電波の管理と発展に関する中間報告書」
および同「最終報告書」(WAI776)
第3代副議長に、V.Williams 主席裁判官が就任
- 2000 「Mokai 学校に関する報告書」(WAI789) 9月1日までの審判所
「Pakakohi および Tangahoe の解決に関する への訴えが 869 件に。
る訴えについての報告書」(WAI758, 142) 条約に関する交渉の担
当大臣による解決のため
の諸原則の表明。
- 2001 「Rekohu : チャタム諸島におけるモリオリ人
と Ngati Mutunga 部族の訴えについての報告
書」(WAI64)
→ワイタンギ条約締結以前の 1835 年にマオリ
部族に侵略されたチャタム諸島の先住民モリオ
リ人の権利をも承認。
「ネイピアにおける病院と保健サービスに関する
報告書」(WAI692)
「Hauraki 湾海洋公園についての報告書」
(WAI728)
「Ngati Maniapoto/Ngati Tama の解決に関する
交差する訴えについての報告書」(WAI788,
800)
「Taranaki のマオリ、酪農業の変化、そして
政府」(WAI790)
- 2002 「Kaipara についての中間報告書」(WAI674)
「Ahu Moana:養殖・栽培漁業についての報告
書」(WAI953)
「Ngati-Awa の解決に関する交差する訴えにつ
いての報告書」(WAI958)
- 2003 「Te Whanganui a Tara me ona Takiwa: ウェ
リントン地区についての報告書」(WAI145)
「Tarawera の森についての報告書」(WAI411)
「石油に関する報告書」(WAI796)
「Ngati Tuwharetoa Ki Kawerau の解決に関する
交差する訴えについての報告書」(WAI996)

- 2004 「Mohaka ki Ahuriri についての報告書」 全二巻 (WAI201)
「Turanga Tangata Turanga Whenua: Turanganui a Kiwa の訴えに関する報告書」 (WAI814)
「政府の前浜および海底政策に関する報告書」 (WAI1071)
→政府の国有化政策への批判勧告。政府は実施を拒否。
「Te Arawa 部族への委任についての報告書」
「同 : Te Wahanga Tuarua」 (WAI1150)
- 2005 「Haane Monahi Victoria の交差する訴えに関する準備報告書」 (WAI893)
「犯罪者査定政策に関する報告書」 (WAI1024)
「Waimumu Trust(SILNA)についての報告書」 (WAI1090)
- 2006 「Kaipara についての報告書」 (WAI674)
- 2004 年マオリ漁業法。Sealord 社株の配分と漁獲割り当ての配分によってマオリの漁業権請求の最終解決とする。2004 年前浜および海底法の制定。審判所の勧告にもかかわらずマオリの権利を否定して国有化。

[資料出所]

1974～2000 年については、Orange2004,pp.320-324 (原資料は、Waitangi Tribunal, *Twenty Five Years of Service, 1975-2000*, Wellington, 2000 による)、それ以後については、Waitangi Tribunal2007 (公式サイト) によって筆者作成。ただし、Orange2004p.324 では「Kaipara についての報告書」は 2000 年に発行されたことになっているが、全報告書にアクセスできる審判所の公式サイト (<http://www.waitangi-tribunal.govt.nz/reports/>) によって補正しておいた。なお 2004 年マオリ漁業法については、Belgrave2005,pp.329-330、2004 年前浜および海底法については、Brookfield2006,pp.188-194 を参照。また初期の項目については Walker2005,pp.61-62 によって補足。

日本でいえば江戸時代、ペリー来航前の 1840 年にまでさかのぼって、植民地化の個々の不正義 (犯罪といってもいいが、合法性と正当性を区別したうえで、合法だが不当な事例を含めるためにこの語を用いる) の申し立てを調査し、被害者の子孫たちに対して権利回復の勧告を行う。このような政府機関がすでに

20 年間以上も存在する国があることは、驚きである。もしもそんなものを日本で作って見たらどうなるだろうか。世界中で作るとすれば、世界はどうなるだろうか。

ニュージーランドの場合、このような歴史的不正義への審判、加害責任を継承する国家機関による被害民族の子孫に対する損害への修復、補償の試みは、国内の先住民族に対してのみ行われている。しかし歴史的な植民地化の不正義に対する審判というこの論理は、突き詰めていけば、かつて植民地化されたことのある国外の諸民族にも拡張されうるだろう。被害民族が現在の国内にいかが国外にいかが、このような試みは、民族間の不正義の歴史、すなわち過去の暴力による権利の侵害が今日にまで及んでいることを認め、それを現在において修復することで、未来の不正義を防止しようとする点で共通するからである。

結論を先取りして述べれば、そのような試みは、16 世紀から第一次世界大戦後までの近代国際法における「征服する権利」（さしあたり **Korman1996** を参照）に基づいて造られてきた近代植民地主義・帝国主義の世界秩序、さらに第二次世界大戦後の「ポスト植民地」的な諸問題を抱える現在の世界秩序に終止符を打ち、2001 年 9 月 11 日を画期とする世界的な「テロとの戦い」の流れを変える特効薬となる可能性がある。

たとえば大日本帝国による征服の歴史を持つ日本政府がこのような審判所を創る場合には、日本は、北朝鮮、中国、ロシアをはじめ、アジア太平洋諸地域の民衆の強い支持を得ることができ、これら諸国政府との関係を劇的に改善することができるかもしれない。ミサイル防衛計画の推進によって多額の軍事費支出を各国に強いている核武装した米軍主導のアジア・太平洋の安全保障の枠組から、隣人を味方にするという究極の安全保障政策に転換して、日本国憲法前文が示すような、軍備縮小、撤廃への道を開いてゆく契機となる可能性がある（3）

本稿では、ニュージーランドの事例を紹介しつつ、植民地化不正義審判所の設置の世界史的意義と、その普遍的な社会変革の可能性について論じてみたい。それはワイタンギ審判所をめぐる最近の先住民研究の議論（とりわけ **Stewart-Harawira2005, Maaka & Fleras2005, Brookfield2006** を挙げておきたい）に触発されて、グローバル化と「テロ」の時代に、世界的な平和と人権の実現のための政策論的な問題提起を行うための準備的な試論である。

2 ニュージーランドの植民地化とワイタンギ審判所

ニュージーランドのワイタンギ審判所は、きわめて特殊な条件のもとで登場し、発展してきたものである。そのようなケースに潜む植民地化不正義審判所としての普遍的な意義を見出すためには、まず、ワイタンギ審判所をめぐるニュージーランドの特殊事情、ニュージーランド植民地化と脱植民地化の歴史の全体を振り返っておく必要がある。(4)

アオテアロア(Aotearoa :「長い白い雲の地」の意味)とマオリ人から呼ばれていたニュージーランドの島々が、ヨーロッパ人に「発見」されたのは、1642年である。その時アーブル・タシュマン(Abel Tasman)率いるオランダ船は、マオリ人と戦闘の末、追い出されている。1769年にジェームズ・クック率いるイギリス船が来航して以降、捕鯨とアザラシ漁の基地として注目されるようになり、ヨーロッパからのマオリ人へのマスケット銃の伝来により、1800年代初めから1840年代半ばまで、マスケット戦争と呼ばれるマオリ人内部での部族(5)間を中心とする激しい戦争が起こる。(6)

この間にもフランスと対抗しながらイギリス植民者、宣教師の進出が進み、1835年には、イギリス側の提案で、北部のマオリ部族によるニュージーランド部族連合(United Tribes of New Zealand)によるニュージーランド独立宣言が出され、翌年イギリスの承認を受けている。

同時代人のカール・マルクスが『資本論』で近代植民の理論家として紹介したエドワード・ギボン・ウェイクフィールドが中心となって、1839年、「ニュージーランド土地会社(New Zealand Land Company)」がイギリスで設立され、植民者を乗せた船が派遣されるに至り、イギリス政府は、アメリカに倣う独立志向の共和国を創る動きとしてこれを警戒し(7)、ニュージーランド部族連合に提案して、翌1840年にワイタンギ条約が結ばれる。(8)

その内容は、それぞれのやり方で植民地化を狙うフランスとニュージーランド土地会社に対抗する当時のイギリス政府の意向を反映し、署名に参加したマオリ部族の統治権を認めただけで、ニュージーランドをイギリスの版図に編入し、マオリによる土地売却の相手をイギリス政府だけに限定した。

マオリ部族の側では、イギリス国王の宗主権を認めることによって、不安定な部族間戦争の状況に終止符を打ち、平和な秩序を打ち立てるという意図があったらしい。ところが、条約のマオリ語文は、マオリ部族のそれまでどおりの支配権を認めるこのような理解を許すものであったにもかかわらず、英語文では、マオリ部族は、主権(Sovereignty)をイギリス国王に引き渡したようになっていた。以後イギリス政府はニュージーランドがイギリスの領土になったものとして統治機関を設置し、一方的な植民政策を推進していった。(9)

こうして、1843~1872年には、マオリ部族間の戦争は、イギリス系植民者とマオリ部族との間での土地をめぐる争い(10)に発展した。このような武力に

よるマオリ部族の権利剥奪に対して、マオリの側の抵抗運動には、部族的な武装闘争だけでなく、マオリ王国樹立運動や、千年王国的な宗教運動、非暴力的なコミュニティの形成など、従来の部族を超える動きが現れた。政治参加を求める運動とともに、ワイタンギ条約を根拠として法廷に対する訴えも出されたが、イギリス側は、ワイタンギ条約は、非文明的な人種との約束にすぎないという理由で、法廷でその無効を宣言した。イギリス側は、武力行使と植民者側がほぼ独占する議会、行政、司法機関などの政府機構によって徹底的な弾圧を行ない、膨大な土地を着々と接収（事実上の強制買収）していった。(11)

この間の戦争と、植民者が持ち込んだ病気とによって、多くのマオリ人が殺され、マオリ人口は激減した。主としてイギリスからの入植民が激増しただけでなく、木材生産と農場開拓のための森林伐採と入植民が持ち込んだ動植物によって、生態系は激変した。(12)

20世紀に入ってからのも二度の世界大戦によって大英帝国は大きく揺れ、それに伴って、ニュージーランドにも大きな変化が起こった。すでに南アフリカでの植民地獲得戦争であるボーア戦争からニュージーランドの若者の多くが大英帝国の戦争に兵士として参加していたが、第一次世界大戦への参加はその後のニュージーランド史の中でも最大の規模となり、第2表のように、犠牲者も最大となった。(13) 先住民マオリはボーア戦争では正規兵としては武装を許されなかったが、義勇兵として参加し、第一次世界大戦以後はマオリ部隊が設置され、ニュージーランド兵として多くが戦死した。ニュージーランド兵の多くは、大英帝国の政治家や将軍たちのあまり合理的とはいえない作戦の最前線で死ぬことになったが、そのことの記憶は、今日でもさまざまに語り継がれており、大英帝国からニュージーランドを自立化させる契機になったものと思われる。(14)

第2表 ニュージーランド軍の死傷者

戦争および紛争	死傷者数	戦死者数
ボーア戦争	398	230
第一次世界大戦	59,483	18,166
ガリポリ	(7,473)	(2,721)
西部戦線	(47,490)	(12,483)
エジプト・シナイ・パレスチナ	(1,786)	(640)
その他大英帝国および海洋	(853)	(-)
第二次世界大戦	36,038	11,625
ギリシャ	(2,504)	(291)

クレタ島	(3,818)	(671)
北アフリカ	(13,990)	(2,989)
イタリア	(8,924)	(2,003)
太平洋	(442)	(203)
英国空軍 (RAF/RNZF)	(4,979)	(4,149)
英国海軍 (RN/RNZN)	(800)	(573)
商船	(233)	(110)
朝鮮戦争	115	35
マラヤ非常事態	38	15
マラヤ・インドネシア紛争	1	-
ベトナム戦争	224	37

[資料出所]

McGibbon(ed.)2000, p.80, Table 3 によって作成。

第二次世界大戦の場合は、大英帝国の戦争というよりも、オーストラリアを爆撃し、南太平洋諸島を占領してニュージーランドをも侵略するかに見えた大日本帝国の脅威に対抗するニュージーランド防衛戦争としての性格を持った。ニュージーランドの兵力の半分は、大戦当初から地中海戦線に派遣されたままであり、ニュージーランドは、オーストラリアと協力しつつ、アメリカの軍事力に依存することによって、日本の脅威に対抗した。この関係が、イギリスを排除したこれら三国の軍事同盟 ANZUS につながった。(15)

この戦争には、マオリも多く参加した。二度の大戦でのマオリの参加が、マオリの政治参加と市民権の保障を促したことはいうまでもない。かつては禁止されていたマオリへの教育も許されるようになり、その中から農村部との部族的なつながりを持ちながら都市に住んで政府関係機関などに参加するマオリ・エリート層が形成されていった。(16)

すでに 19 世紀末からの都市化、工業化の進展によって、両大戦間期には都市の労働者階級を支持基盤とする労働党政権が登場するにいたっていた。なお、19 世紀末の女性の権利運動の高揚と政治的駆け引きの中で、世界初の女性の参政（投票）権は、1893 年、このニュージーランドで実現した。第二次大戦後には、都市の労働者階級の底辺に、さらに都市居住のマオリの一群が生み出された。従来の部族的枠組から相対的に自由なこの都市マオリ貧困層の直接行動と、農村部の部族的つながりを確保するマオリ・エリート層との絶妙な連携が、その後のマオリ先住民運動のダイナミズムを支えた。(17)

1960 年代の開発主義的な土地収用法に対するマオリの反対運動は、いまだに

マオリ・エリート層を中心とするものに留まっていたが、運動にかかわったマオリの間で、ワイタンギ条約に対する関心が高まっていった。世界的な脱植民地化の動きの中で、ニュージーランドは、史上初めてイギリスではなく、アメリカの要請によってベトナム戦争に参加（1965～71年）して戦死者を出し、反対運動の高揚に直面して撤退するが、その経験は、イギリスからだけでなく、アメリカからも自立させる契機になったものと思われる。（18）

1973年のイギリスのEC加盟によって、ニュージーランドは、酪農製品の主な輸出先であったイギリス市場を失い、いわばイギリスから見捨てられる。しかし同年には、1950年代末以来のマオリ議員らの要求であったワイタンギ条約の記念日を休日にする法律が可決し、大英帝国をバックとする植民者の国から、先住民マオリと共存する国としての自立への転換が図られた。さらに同じ1973年には、国際司法裁判所で違法判決が出たにもかかわらずフランスが南太平洋の植民地で核実験強行を発表したことに抗議し、実験海域に軍艦を派遣したことも、独立志向のニュージーランドの環境保護要求が、太平洋の旧植民地島嶼諸国と一致して非核地帯を目指すという後の方向を示すものとして興味深い。（19）

1975年には、マオリだけでなく非マオリの人権団体なども多く参加した最北端の岬から首都をめざす大行進など、マオリ権利運動の大衆的な高揚をバックに、ワイタンギ審判所法が制定されて、審判所が設立される。以後、都市のマオリ貧困層を動員する土地占拠運動などが盛んとなり、2月のワイタンギ条約の記念日の式典が、マオリの権利回復の抗議運動の節目となっていく。

有色人種としてニュージーランド代表ラグビー・チーム「オール・ブラックス」のマオリ選手を拒否してきた南アフリカのアパルトヘイト政策への抗議運動は、1960年以来続いていたが、1981年にはかつてない規模で広がる。たとえば、アイルランド系移民の子孫のロバート・コンスィダインは、その抗議運動で逮捕され、獄中で多くのマオリ人と出会ったことをきっかけに、南アフリカの植民地化の問題と共通するマオリの問題に気づき、マオリ権利運動に参加するようになったと記している。（Consedine&Consedine2005,pp.19-21）

ニュージーランド共和国をめざす議論も含めて、イギリスからの自立をめざす憲法論議はこの間も続き、1982年には憲法的法律が制定され、イギリス王室をニュージーランド元首とする形式は残される。マオリの権利を保障したワイタンギ条約の一方の当事者がイギリス王室であったため、マオリの多くは、王政の形式を支持したともいわれている。（矢部 2003、参照）

このような憲法論議と、大衆運動の高揚の中で成立した、1984～89年の労働党ロンギ政権は、一方では英米のサッチャー政権やレーガン政権と呼応する「ネオリベラル」経済政策を進めながらも、他方では、徹底した反核政策をとって

国民の支持を集めた。すなわち、成立直後からアメリカとの軍事同盟 ANZUS を事実上空文化することさえいとわずに、アメリカ艦船による核兵器持込みに対する断固たる反対措置を取った。さらに 1985 年にフランスの核実験に反対する NGO グリーンピースの船を爆破して殺人を行ったフランス政府秘密組織のテロ行為に強い態度をとり、直後にラロトンガ条約を太平洋の島嶼諸国と結んで南太平洋に非核地帯を創り上げた。1987 年には非核地帯法を制定して、核兵器のみならず原子力発電も含む反核政策を確立した。(20)

1985 年のワイタング条約法の改正によって、1840 年にさかのぼって植民地化の不正義を全面的に問題にできるような現行のワイタング審判所が成立したのは、以上のようなニュージーランドの植民地化とそこからの自立をめざす反植民地主義的な色彩を色濃く持つニュージーランド全体の社会運動とマオリの権利運動の状況を背景とするものであった。大英帝国とアメリカ帝国からの自立をめざす旧大英帝国からの貧困移民の末裔は、先住民マオリとの同盟を選択した、といえ言過ぎであろうか。(21)

1985 年以降のワイタング審判所は、毎年急増する訴えを受け付け、第 1 表に示したように精力的に活動を続けて、先住民マオリ社会を中心としてニュージーランド社会を根底から変える動きを作りつつあるようにみえる。それは資本のグローバル化戦略の文脈で見れば、EU と同じように、脱植民地化を徹底させたマオリ民族の主権の承認と同時に、主権そのものが無意味になるようなネオリベラル政策の徹底が進められつつあるようにも見える。(22) しかし、グローバル化の嵐の中にあって、植民者のニュージーランドと植民地化されたマオリとの間で、植民地化の記憶を正義の観点から掘り起こし、将来に向けて関係の修復が図られていることは、植民地化の遺産から完全に脱却する、新しい社会のあり方をめざしている点で、世界史的な意義を持つように思える。以下、この点について、章を改めて検討しよう。

3 ワイタング審判所の世界史的意義

ワイタング審判所の世界史的意義とは何か。それは、ワイタング審判所が、事実上、世界史上初の一般的な植民地化不正義審判所となっていることではないだろうか。以下、政治、イデオロギー、法、経済の四つの視点から、世界史の流れの中での植民地化不正義審判所としてのワイタング審判所登場の意義を考えてみたい。(23)

第一に、政治的な権力関係の視点から見れば、それは、植民地化を進めた側が、自発的に植民地化の不正義を裁き、植民地化された人々との関係を改善し

ようとする世界史上初めての試みである。なるほどアパルトヘイト後の南アフリカのように、植民地化されたエスニック集団の側が、長年の闘争の末に政治権力に参加して多数者となり、植民者側の歴史的不正義を裁く例はある。第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判や東京裁判のように、敗戦国の植民地化不正義の一部が軍事占領下で裁かれた例もある。さらに先住民に対する植民地化問題に目を転ずれば、カナダ、オーストラリアあるいはアメリカの裁判所が、先住民側の訴えを認めた例もある。特にカナダとオーストラリアでは、先住民の権利を認める判例が定着して大きな変化が起こりつつある。(24) しかし、ワイタンギ審判所のように、植民地化の全歴史にかかわる不正義をすべて対象とできるような道が開かれた例は他にない。

第二に、そのような人々の行動の指針となる理念、すなわちイデオロギーの視点から見れば、それは、かつてエルネスト・ルナンが指摘したネイションあるいはナショナリズムの前提となる「過去の暴力を忘れること」(Renan1882)に真っ向から対立する反ナショナリズムである。ワイタンギ審判所の発想は、むしろネイションを構成する大多数の人々によって忘れ去られようとしていた過去の暴力の記憶を掘り起こし、ネイションを正義のふるいにかけてやろうというものである。そのような道徳性の過度の強調によって、近代の歴史を特徴づけるネイションは、「汝盗むなかれ、姦淫するなかれ」といった人類史的な普遍的正義の前に崩れ去るかもしれない。(25)

このように自殺的(日本での議論を念頭において自虐的といってもいい)なナショナリズム(むしろインターナショナリズム)は、かつて20世紀初頭のロシア大革命で、レーニンらのロシア・ソビエト政権によって「万国の労働者、農民、非抑圧民族の団結」への信頼とともに高らかに宣言されたことがあった。ロシア帝国の帝国主義・植民地主義的な政策の秘密を暴き、侵略戦争を停止し、自決権を認めるその政策は、世界に大きなインパクトをもたらした。しかし、その後のロシア・ナショナリズムの展開がそれ以上に過去の暴力の掘り起こしに進むことはなく、むしろ異様な形で復活し、チェチェン問題に見られるように今日にまで尾を引いていることは周知の通りである。二つの世界大戦を経て、国際連盟、国際連合が結成され、民族自決権は世界的に承認されるようになったが、加害責任を継承する国家は、自決権を承認し、独立を認めることはしても、過去の自決権の侵害の事実を全面的に解明し、それにもとづいて被害民族との関係を修復しようとする試みが行われたことはなかった。『過去を癒し、未来を築く (*Ka Tika a Muri, Ka Tika a Mua: Healing the Past, Building a Future*)』(Office of Treaty Settlement2002: なお、マオリ語表題を直訳すれば、『過去を正し、未来を正す』と訳せる)というニュージーランド政府のワイタンギ条約問題解決局の冊子の表題は、このような潮流と対比して、ニュージー

ーランドの勇敢な（！）ナショナリズムの歴史観を示して象徴的である。

南アフリカやその他諸国など独裁政権のもとで大虐殺を経験した諸国では、真実和解委員会を結成して、正義の観念のもとにネイションを再建しようとする試みが見られる。(26) ニュージーランドの場合は、そのような動きの先陣を切るものといっている。

なお、ルナンの忘却の戒めに立ち向かったニュージーランド・ナショナリズムは、次章で検討するように、近代ナショナリズムを超えるかのような部族的コミュニケーションのルネサンスを生み出し、国民国家を超えるグローバル化へのひとつの代替的な像を展望しているかのようでもある。

第三に、制裁措置を含む規範の体系によって社会秩序を支える法の視点から見れば、それは、法の不遡及の原則や時効によって過去の不正義を問わない狭い近代法学的立場を超えて、歴史的な植民地化の不正義を深刻に受けとめ、積極的な法的介入を示す初めての試みになっている。第一次世界大戦後の国際法の流れの中では、戦争犯罪とジェノサイドについてニュルンベルク裁判と東京裁判が行われ、実体的側面からの侵略、植民地化、ジェノサイドの犯罪性の認定と権利侵害からの救済が試みられた前例がある。また、多くの国でも、法の不遡及や時効について、自然法的な正義観念にもとづく例外規定が設けられた。2004年以後の韓国では、遡及法だといった批判にもかかわらず、かつての日本の植民地支配に協力した国民が不当に形成した財産を回収するための法が次々と制定されている。(27)

もとよりワイタングィ審判所の場合は、裁判所ではなく審判所であり、そこで行われるのは裁判ではなく審判である。狭い法学的立場からの難点を回避するためにこのような形で法的介入を行うという手法がとられている。(28)

しかし同時に、ワイタングィ審判所は、ワイタングィ条約という国際法的に有効と言い得る条約の存在に支えられている。とはいえ、かつて1877年に法廷で無効を宣言されたこの条約は、いわば一度埋葬されたものである。それがマオリの権利運動の中で、現代的な正義意識の支えとして歴史の墓場から掘り出された。それは、形式的に植民地化不正義に対する審判を行う根拠となっているにすぎない。審判所の実定法的根拠は、あくまで1975年に制定され、以後何度も修正されていったワイタングィ条約法 (Treaty of Waitangi Act) である。それはイギリス的な法文化の伝統における「革命的な」法の再解釈であり、むしろ法の創造といってもいい。(29)

第四に、社会の物質的な存立をささえる経済システムの視点から見れば、それは、一国規模の資本の本源的蓄積に対して不正義を宣言する、社会主義以後初めての試みになっている。すなわち、ニュージーランド全域を占有していたマオリからの土地接収に不正義を宣告することは、土地接収を前提として移植

された資本主義に対して不正義を宣告することになりかねない。

もっとも審判所の勧告を受けた政府とマオリとの交渉の中では、部族に対する補償金支払いや、株式などの割り当てといった解決策がむしろ中心となり、資本主義経済システムと矛盾する解決策が追及されているわけではない。むしろそのような資金流入や企業への参加が、貧困層が相対的に多いマオリに対する社会政策として追求されている状況がある。(30)

しかしながら、今日の資本主義のグローバル化の中で、資本主義経済システムの前提となる所有権が、歴史的な植民地化の不正義の帰結として問題にされ、正義の観点から経済システムへの介入が行われていることの意義は大きい。それは、植民地化の帰結としての経済システムの歪みが解決されないことへの不満を背景として 1960～70 年代に国連を舞台として高揚した、新国際経済秩序 (NIEO) のような動きを再活性化させる契機となりうるかもしれない。

以上、政治、イデオロギー、法、経済の四つの視点から分析的に検討してみた。これを総合すれば、植民地化の世界史は、ニュージーランドのワイタンギ審判所を契機に、新しい方向を示しているといえるかもしれない。すなわち、多数者の権力政治から少数者を含めた正義感を尊重する政治へ。過去の忘却の上にすべてを正当化するナショナリズムから、歴史における他者の記憶と向かい合い自己解体を恐れない反省的ナショナリズムへ。歴史的な他者への暴力による既成事実の形成を追認しその上に秩序を構成する法から、歴史的暴力を掘り起こして既成事実を変革し、暴力のない秩序を展望する法へ。出発点の不平等を問わない無差別・自由競争的な資本主義経済システムから、歴史的な個別事情にかかわる実質的な正義感を共有することをめざすような経済システムへ。それぞれの分析結果を以上のようにまとめることができるとすれば、そこに共通する他者の記憶の尊重、コミュニケーションの重視といった契機に注目して、植民地化の暴力の記憶に充ちた歴史に人類全体が向かい合い、相互理解をめざす、という営みの中から、暴力のない脱植民地化の世界史を展望することができないであろうか。

ワイタンギ審判所が示した植民地化不正義審判所という試みは、このような可能性を秘めているがゆえに、まさに世界史的意義を持つもののように思われる。以下、植民地化不正義審判所がもつこのような可能性をより具体的に考察しておきたい。

4 植民地化不正義審判所の可能性

まず、ニュージーランドの事例から抽出できる植民地化不正義審判所がもつ社会的インパクト、それが社会変革のひとつの契機となる可能性について考察

したい。

ワイタンギ審判所は、ニュージーランド社会に部族的コミュニケーションのルネッサンスをもたらしているように見える。それは、いまだにマオリの間だけのものに留まっているが、マオリでないヨーロッパ系やその他のエスニシティをもつ国民の間にも広がる兆しがある。(31) 1835年のニュージーランド部族連合が、さらに移民系諸部族を含めて、新しく再編され再現しつつあるようにさえ見える。以下この点について考察しよう。

均一な国民からなる国民国家を作り出すための同化政策によって、一時は実際に禁止さえされ、抑圧されてきたマオリの言語、儀式、舞踊、歌、芸術などが復活し、マオリ文化の流れを作り出している。(32) 先述のようにマオリ人口の多くは都市に移住し、さまざまな職場と地域に散らばり、「伝統的」なマオリの部族コミュニティは、1980年代には、ほぼ崩壊の瀬戸際にあった。当時のある調査によれば、マオリ語を流暢にしゃべれる人は、マオリ人口の中でも高齢者中心の5万人でマオリ人口の12%に過ぎないと推定された(政府のマオリ言語委員会 の サイト History の 項目 参照 http://www.tetaurawhiri.govt.nz/english/issues_e/hist/index.shtml : 2007年2月9日アクセス)。

1985年の法改正により、1840年にさかのぼって、政府による植民地化の暴力に基づく、あらゆる不正義を訴えることが可能になり、それが事実上、条約当事の部族居住地ごと一括して扱われるようになるとともに、各地で「部族」組織が結成された。たとえば、筆者が観察しえた北島北部のテ・ララワ (Te Rarawa) の部族 (Iwi) でも、新しい部族組織が1986年に結成されている。(33) このような新しい部族組織は、次のような特徴を持っていた。

第一に、それは、部族の出自を語れるような記憶を持っているという資格を前提とするものではあるが、個々人の自発的な参加の意志によって結成される団体である。(34)

第二に、代表や執行機関の選出、そして意思決定プロセスは、いちおう近代民主主義のルールにのっとっている。(35)

第三に、それは、ワイタンギ審判所への訴えと対政府交渉の継続を基本的な組織の事業としており、歴史的な植民地化の不正義を正すという理念を共有することになった。(36)

第四に、それは、生活支援の互助組織的な事業、さらに、言語その他の伝統文化の継承と発展、会員相互の親睦・交流やレクリエーション事業などもおこなう組織となった。(37)

以上のような新しい部族組織の形成は、職場や学園、あるいは、単に居住に基づく住民コミュニティの形成でもない。もっとも、移民の少なかった部族居住地では、ほぼ住民コミュニティに等しい場合もある。しかし、自分の出自に

関するなにがしかの記憶をもち、それを歴史的な記憶と結び付けたいという共通の関心がある点で、単なる住民コミュニティとも異なる。近代民主主義と人権の理念である自由、平等、友愛の理念を踏まえた自発的な組織でありながら、部族の歴史に根ざして、歴史的不正義を正し、将来に向けて暴力のない正義の関係を造ることをめざす組織になっている。そこでは、「伝統的」な部族的な文化のコミュニケーションの様式（ことばづかい、あいさつ、しぐさ、儀式など）を尊重しつつ、「伝統的」な部族集団のもつ非人権的・民主主義的な限界を突破する内容をもつ「伝統」を創造・発展させることが、組織の発展のための基本的な前提になっている。(38)

さらにこのような部族組織の形成を基礎として、ワイタンギ審判所がおこなう聴聞という公共の場での過去の暴力の記憶の掘り起こしを契機としながら、新しい部族間関係が創られていることも注目すべきだろう。すなわち、部族と政府だけでなく、マスケット戦争以来の部族間関係についても、暴力の記憶が掘り起こされ、それと向かいあうことによって、被害側部族の歴史的なトラウマを癒すような形での関係の修復がはかられている。(39)

筆者は、以上のような新しい部族組織と部族間関係の形成を含めて、部族的コミュニケーションのルネッサンスと呼びたい。ワイタンギ審判所のような形で（あるいはそれ以上に野心的に歴史をさかのぼって）それぞれの国の全歴史にかかわる植民地化不正義審判所を設置し、「部族」単位での調査、聴聞、審判の実施を進めた場合に、このような意味での部族的コミュニケーションのルネッサンスを一般的に引き起こすことができるとすれば、それは、政策論的にみて重要な可能性を持つことになる。

そこで、試みに、とりわけ北朝鮮との間で国際紛争の火種をかかえる日本の場合について、植民地化不正義審判所の設置がもつ可能性について、より具体化した論点を指摘してみたい。

ニュージーランドの場合と比べて、日本は、著しく時間的・空間的に大規模な侵略と植民地化の歴史を持つ。想像力の翼と勇気を持って、近代以降のみならず、近代以前の植民地化の歴史における不正義についてまで、被害者の記憶を掘り起こし、歴史学の助けを借りながら、今日の時点でそれと向かいあっていくことを想定すれば、日本社会の抱える多くの問題を解く鍵が得られるように思う。逆に言えば、日本社会の多くの人々は、驚くほど古い歴史的記憶に支配されている。その問題を解くためには、歴史をさかのぼって、歴史の呪いを解くしかない、とさえ言いたくなる。歴史的な植民地化不正義にかかわる以下の諸問題を解決していくことによって、「日本」の姿が順次変わっていく。

第一に、現在の日本国領土内での歴史的な植民地化不正義との関連では、先住民族すなわち、アイヌ民族とウィルタ民族、さらに場合によっては「琉球」

民族の権利を明確にし、多民族国家として日本国を明確に再定義することができるようになるだろう。(40)

第二に、それはいわゆる北方領土問題に連動し、「北方領土」における先住民の権利を明確に保障したうえで、ロシア領土内の先住諸民族の支持を得ながら、「北方領土」の帰属を明確にしていく道が開けるだろう。(41)

第三に、「在日韓国・朝鮮」人問題についても、歴史的な植民地化不正義との関連で、文字通りの、あるいは事実上の強制移住の問題として位置づけて、在日コミュニティの権利を保障する多民族国家日本の中に位置づけることが可能となるだろう。

第四に、部落問題と天皇制という日本の歴史に根ざした人権問題についても、暴力の記憶を掘り起こし、正義の観点からそれを問題にする具体的なそれぞれの地域コミュニティの歴史にかかわる公共圏での討議の中で、解決していく展望が開けてくるだろう。すなわち、まず部落問題を、平安末期から江戸時代にかけての歴史的な日本列島内部での地域コミュニティの再編過程における植民地化不正義の問題として位置づけ、加害・被害関係が明確にされ、その修復が議論されるならば、むしろ地域コミュニティの活性化の方向で解決する展望が開けることになるだろう。(42) それはさらに天皇制についても連動し、飛鳥時代に先立つあるいはそれ以後の日本列島での歴史的な植民地化の中での天皇家の姿が明確に議論されるようになるとともに、天皇制の政治利用の問題、天皇家財産問題と関連する天皇家の歴史的責任を明確にし、天皇家の人々の人権が保障されるような天皇家のあり方を展望することが可能になるだろう。(43)

第五に、そのようにして、日本列島での歴史的な社会形成における内部の植民地化の暴力の記憶を掘り起こし、今日の時点でその修復が図られるならば、ひとまず日本列島内部で歴史的に形成されてきた血縁的・地縁的な差異を相互に尊重しつつ共存する制度と言説が作られることになるだろう。その結果、とりわけアジア諸国から不信を招いている最近の日本のナショナリズムの風潮を根底から掘り崩すことができるだろう。

第六に、このような植民地化不正義審判所の対象は、さらに大日本帝国の侵略と植民地化の対象となった領域にまで広げることができる。それによって、日本が歴史上の植民地化不正義に取り組む姿勢がアジア太平洋の被害地域の人々の共感を呼ぶことになるだろう。それは、この地域全体の紛争の非暴力的解決と、民主化・非軍事化への波を招き、北朝鮮を中心とする現在のアジア太平洋の安全保障問題の手詰まり状況を突破する手段となりうるかもしれない。

以上、きわめて荒削りでおおざっぱな論点の指摘にすぎないが、冒頭の問題提起に対するいちおうの論証とする。さらに欧米をも対象とし、中東やアフリカの紛争解決を射程に入れて、植民地化不正義審判所の可能性について議論が

起こることを期待したい。

注

(1) 裁判所 (Court) と審判所 (Tribunal) の違いについては、ワイタンギ審判所の公式サイトに明確な説明がある。Waitangi Tribunal2007、“Background”の項目参照。ワイタンギ裁判所の設置と並行して、ニュージーランドでは、1975年に Small Claims Tribunals として設置され、後に Dispute Tribunals と改名された審判所も導入されている。その背景として、費用や法技術的な観点から裁判所に提訴するには壁があるが、放置すれば、社会における正義意識を腐食しかねない状況に対処しようとする風潮があったと指摘されており、興味深い。これについて Spiller2003 ; pp.1-5 参照。

(2) ワイタンギ審判所について最新の情報を得るには、その審判所のウェブサイト (Waitangi Tribunal 2007) 参照。このサイトから審判所の膨大な報告書などの公式文書類のほとんどが入手可能である。さらにニュージーランド政府のサイトからのリンクでさまざまな情報が入手できるが、政府による補償の動向については特に Office of Treaty Settlements (OTS) のサイトが役立つ。なお Mutu2005,pp.203-204 には、2003年12月20日現在の、土地返却要求と対照させた補償内容の一覧表がある。

1840年のワイタンギ条約から2004年の審判所の動向までをカバーする、写真や図版でいっぱい Orange2004 は、よりアカデミックだが広く読まれた Orange1987 の増補改定版という側面もあり、歴史的な流れをイメージ豊かにつかむことができるすぐれた概説書である。なお包括的な文献目録として審判所から Shoebriidge2006 も出版された。

150年以上前に大英帝国と先住民首長たちとの間で結ばれ、判例の中では無効を宣言されたこともある歴史的な条約を現代に生かすという審判所の企てをめぐる法学的あるいは社会科学的な諸論点については、Kawharu (Ed.) 1989 および、その全面的な改訂版というべき Belgrave, et.al.(eds.)2005、そして Sharp & McHugh(eds.)2001、哲学や倫理学からの Oddie & Perrett(eds.)1992、政治哲学からの Wilson & Yeatman(eds.)1995、言語論の Dawson2001、さらに代表的なマオリ権利運動からの審判所への見解を示す著作として、政治哲学からの Sharp1997、マオリ開発学 (Maori Development として大学の科目や研究分野となっている独自の分野) からの Durie1998 およびその続巻と言うべき Durie2005、さらに憲法学の Brookfield2006 をあげておこう。先住民の権利問題としてカナダやオーストラリアなどと比較し、国際的な視野から審判所を論じた議論の記録として、Coates & McHugh, et.al.1998 も興味深い。審判所関係

者も含む当事者や研究者による、審判所じたいの回顧の試みとして、Hayward & Wheen (Eds.) 2004 があり、若干の国際比較も含む。特に Hamer2004 は、ワイタンギ審判所の簡潔な歴史的展開を段階的な発展としてまとめている。

審判所の報告書は、法学者・法実務家よりはむしろ歴史研究者によって書かれ、いわば歴史叙述がそのまま現代社会のあり方への介入となっていることについて、いわゆるポストコロニアル理論の視点から報告書の歴史叙述を検討した Byrnes2004、報告書の執筆に参加した歴史家自身による報告書の歴史叙述への反省的検討である Belgrave2005 があって、興味深い論点を示している。なお Ward 1999 も審判所にかかわる歴史学者によるすぐれた審判所論になっている。実務家でもある法学者によるマオリと法に関する簡潔な歴史的考察である Boast2001 にも審判所の位置づけが行われている。

1990 年代初頭の担当大臣による Graham1996 は、当時の政権側の正義感を表明しており興味深い。また、19 世紀にアイルランドから移住した植民者の子孫の立場から、祖先がかかわった不正義の歴史への「癒し」として審判所の設置をとらえる Consedine & Consedine2005 は、マオリ権利運動を支援する立場からワイタンギ条約と審判所に関する啓発活動を進める非先住民系民間団体の代表的見解を示すものとみてよいだろう。ニュージーランドの政党の中には、小政党ではあるが、ニュージーランド・ファースト党 (New Zealand First Party) のようにワイタンギ審判所設置に全面的に反対する見解もあり、日本の歴史教科書問題と共通する大論争の様相を示している。たとえば、Round1998, Scott1995, に対する、Ward1999 の批判など。学問的でなく政治的デマゴギー的な文献の問題点について、Hill2002 のような批判も現れている。日本では、内藤 1997、2000 が先住民運動への関心から、深山 2003a が審判所によるナショナルな歴史意識の再形成に注目して、審判所について紹介している。マオリの問題全体に関する平松他 2000 も触れているし、廣瀬 2004、深山 2003b のように報告書と解決策について扱ったものがある。条約については、斉藤 1993 もある。なお玉井 2004 は、ワイタンギ審判所の非暴力的な紛争解決機能に注目して、そのニューカレドニア紛争への導入を提案しており、筆者と共通の問題意識に立つものといえよう。

(3) とりわけクリントン政権以後のブッシュ政権の核武装政策の問題点について、筆者が中心となって邦訳出版予定の Caldicott2004 を参照。

(4) ニュージーランドの歴史については、Rice (Ed.) 1992 (これは増補改訂の第 2 版で、初版は 1981 年) が、学問的な通史として定評あるものである。たとえば、King1999p.9 の表現をみよ。一般向けの通史の最近のものとしては、King2003、Smith2005 などがあり、それぞれ、巻末に最近の文献案内もついている。日本では、山本編 2000、現代政治史について、和田 2000 などがある。

(5) Iwi は Tribe と訳される慣例になっており、部族と訳しておく。なお、当時は Sub-tribe とも訳されることがある Hapu が政治的単位となっていたとされている。Ballara1998 参照。

(6) この戦争は、ワイタンギ審判所での部族単位での先住民の権利をどう確定するという、すぐれて現代の問題につながっている。利用可能な資料を動員した当時に関する歴史研究が発表され始めたのは最近のことである。Crosby2001、Ballara2003 を参照。

(7) ウェイクフィールドは、資産家の少女誘拐の罪で有罪となって 2 年間収監されたことがあり、監獄改善運動から始まった社会改革家としての思想だけでなく、そのような前科からも、イギリス政府と上流階級から徹底的に不信の目で見られていた。ニュージーランドと関係の深いその一族についての詳細な伝記研究としては、Temple2002 を参照されたい。

(8) 独立宣言からワイタンギ条約成立に至る事情について、Owen1992 が標準的な概観だが、Moon2002、Moon2006 のように、イギリス側の膨大な公文書、私文書などを駆使して当時の実状に内在した研究が最近になって現れつつある。そのような成果をビジュアルにまとめたものとして Moon & Biggs2004 も参照されたい。

(9) このような条約の訳文をめぐる問題点は、Orange1987 によって、広く知られるようになり、大きな論争を引き起こした。もっとも最近の条約解釈論争の整理としては、Belgrave2005, Ch.2 が役立つ。

(10) ニュージーランド諸戦争 New Zealand Wars と呼ばれるが特に 1860 ~72 年の戦争について土地戦争 Land Wars と呼ばれることもある。Belich2000 参照。

(11) 植民政策に関する Dalziel1992、植民者社会に関する Graham1992、植民者社会とマオリとの関係に関する Sorrenson1992、マオリ社会の対応に関する Parsonson 1992 などを参照されたい。

(12) このような植民地化による生態系の激変について、さまざまな分野の専門家が環境史の視点からまとめたすぐれた論文集として、Pawson & Brooking(eds.)2002 を、参照されたい。そこでは、マオリの権利運動としばしば重なり合う環境運動の諸側面や、マオリの生活の変化と審判所への訴えについても扱われている。なお、このような植民地化による生態系の変化に関して、ワイタンギ審判所に訴えが起こされ、現在、聴聞が進行中である。この訴えに関して、たとえば、Solomon2005 を参照。

(13) 2006 年 7 月に筆者が訪問したオークランド博物館の常設展示では、第一次大戦で、ニュージーランド成人男性のうち兵士として出征して死亡した人口の比率が、大ブリテン島を追い抜き、成人男性の人口比率からみて大英帝国

内での最大の貢献となっているとされていた。

(14) 19世紀末から両大戦間期については、大英帝国からの自立化傾向に関する McIntyre1992a、政党政治の変化について Richardson 1992、経済について Brooking 1992、都市化について Olssen1992、植民者社会とマオリとの関係について King1992、世論の状況について Gibbons1992、などを参照。また軍事史については、McGibbon (Ed.) 2000 の関連項目が役立つ。

(15) たとえば、McIntyre1992b の分析を参照。

(16) 第二次大戦後のマオリの動向について概観をつかむには、Walker1992 がわかりやすい。アメリカとカナダの第一次大戦期の先住民の戦争参加と市民権の問題に関する歴史研究として、高村 2006 も参照。

(17) 両大戦間期から 1970 年代の変化については、経済に関する Hawke 1992、社会変化について Dunstall 1992 を参照。

(18) ベトナム戦争については Rabel2000 も参照。

(19) 政治の変化について、さしあたり Chapman1992、McRobie1992 を参照。

(20) 労働党のネオリベラル政策について、Rice1992、特に、ネオリベラル政策の系譜や人脈については、Janiewski&Paul2005 が詳しい。反核政策については、Smith2005:pp.216-225 を参照。New Zealand History Online の “Nuclear Free New Zealand” に続く一連のページも反核政策の進展の概略を知るうえで役立つ。(<http://www.nzhistory.net.nz/politics/nuclear-free> :2007年1月6日アクセス)

(21) アメリカ帝国という呼称は、21世紀に入って、左派やアメリカ以外の諸国の民族主義者のみならず、アメリカの現状を議論する場合に広く用いられるようになった。無政府状態に比べれば、帝国支配はいいことであり、アメリカは帝国としての責任を自覚すべきだという立場からのアメリカ帝国論として、Ferguson2005 を参照。帝国という用語は用いないが、アメリカ政権中枢での勤務経験をもつ Bobbit2002 も、世界秩序に関する同様のペシミズムを共有しているようである。帝国支配に変わる世界秩序のイメージとして、無政府状況の混乱ではなく、Hardt & Negri2000 などで展開されたネグリとハートの帝国論での「マルチチュード」を具体化し、先住民的世界観を前提とする部族的連帯に基づく秩序を構想しようとするのが、Stewart-Harawira2005 であり、本稿もその方向を探求する試みにほかならない。

(22) グローバル化を進めるネオリベラル政策の徹底の中では、ワイタングィ審判所と政府のマオリ政策は、事実上の植民地化の継続になるという観点からの批判の代表的なものとして、たとえば Kelsey2005 を参照。Webb1994 のように、ワイタングィ審判所がポスト・フォーディズム的な資本主義のレギュラシオ

ンという機能を果たすという議論もあり、Rata2000 に始まる一連の議論のように、補償金によって新部族資本主義 (Neo-tribal Capitalism) が展開しているという分析もある。Jane Kelsey によるラディカルな一連のマオリ政策批判に対しては、法実証主義的な足がかりを放棄することなく粛々とマオリの権力掌握を進めるべきとする立場の F.M.Brookfield の丁寧な反批判があつて、傾聴に値する。Brookfield2006pp.183-184、などを参照。先住民部族が特権階級化してグローバル資本主義と結びついた例として、クウェイトの場合があるといえるかもしれない。これについては、福祉国家の特殊ケースとして検討したことがある。岡野内 1997 参照。

なお、審判所への訴えの場合は、時間がかかることから、政府との直接交渉が導入されてきたことは第 1 表に示すとおりだが、その場合、実態を解明して公の場で正義を明らかにすることよりも、密室の場でボスがしきる補償金交渉になりがちなことの問題点は、Coxhead2002、New Zealand Crown Forestry Rental Trust2003 などで指摘されている。

(23) 植民地化不正義審判所の登場がもつ世界史的意義については、あまり正面から論じられていないようだ。いわゆるポストコロニアル研究の中でも、あるいは国際人権法的なアプローチから歴史的な不正義を問題にする研究の中でも、また歴史学の立場から世界史における征服を問題にする最近の研究の中でも、ワイタンギ審判所のこのような意義は論じられていない。たとえば、ポストコロニアルの議論とワイタンギの歴史叙述を結びつける立場からポストコロニアル研究をサーベイした Byrnes2004、奴隷貿易の歴史的な不正義に関して国際法的にアプローチする DuPlessis2003、征服の権利に関する国際法の Korman1996、さらに歴史学から征服の世界史を問題にする Day2005 を参照。さらに、ニュージーランドでのワイタンギ審判所に関する諸研究や議論の中でも、興味深い指摘が多いとはいえ、世界史的意義として正面から論じられたことはないようだ。その最大の理由は、ワイタンギ審判所が、国内問題としての「先住民問題」という枠組でとらえられてきたためではないかと思われる。

(24) 植民地化に起因する南アフリカの土地問題解決システムとワイタンギ審判所との全面的な比較を試みている Theron2000 は、アパルトヘイト後の南アフリカの場合は、多数を占める諸先住民部族側の権力が保障されているのに対し、ニュージーランドの場合は、多数を占めるのが植民者側であるという権力構造的な違いに注目している。なお、カナダ、オーストラリア、アメリカなど先住民の権利にかかわる判決動向については、さしあたり、Coates et al.1998、オーストラリアについて Fletcher2004、カナダについて Hayward & Price2004、Maaka & Fleras2005 を参照。

(25) ニュージーランドでのネオリベラル政策を推進した企業家団体 New

Zealand Business Roundtable によって招聘されて、ワイタング審判所設置を含む「ワイタング・プロセス」の全体を批判する論陣を張った元ロンドン大学政治学教授は、道徳性に過度に拘泥して現実性を忘れる政治だ、という視点から議論を展開している。Minogue1998；特に pp.5-7 参照、植民地化の不当性を認識することは、多くの旧列強諸国にとって極めて困難である。たとえば、フランスでのアルジェリア植民地化を肯定する 2005 年引揚者法をめぐる、かろうじて植民地化の肯定的側面を教えることを義務づけた条項が廃止されるにいたった経緯をめぐる、高山 2006 を参照。

(26) 政治的な背景を持つ歴史的な人権侵害について、加害者を罰することよりも、国民に対して真実を明らかにすることを主眼において、免訴の約束をしたうえで、証言をさせるのが真実委員会である。1990 年代になって、アパルトヘイト後の南アフリカで設置された真実和解委員会がその先駆けになったとされている。グアテマラの先住民の要求によって設置された、歴史解明委員会 (Comisión para el Esclarecimiento Histórico) による虐殺に関する記憶の掘り起こしも有名であろう。このような独裁政権による人権侵害に関する真実委員会は、南アフリカ、グアテマラのほかにも、アルゼンチン、チリ、ペルー、エルサルバドル、パナマなどのラテンアメリカ諸国、ガーナ、リベリア、モロッコ、シエラレオネなどのアフリカ諸国、フィジー、東チモールなどアジア・太平洋でも設置された。真実委員会については、情報提供を主眼とした研究者・実践家向けのサイトがある。(<http://www.truthcommission.org/> :2007 年 1 月 10 日アクセス) また、特に南アフリカの真実和解委員会について、暴力と和解に関する南アフリカの研究機関のサイトにも豊富な資料がある。(<http://www.csvr.org.za/> :2007 年 1 月 10 日アクセス)

(27) 2004 年の「日帝強制占領下反民族行為の真相糾明に関する特別法」、そして 2005 年の「親日反民族行為者財産帰属特別法」。両方とそれをめぐる状況について、さしあたりインターネット上の百科事典サイトであるウィキペディア (Wikipedia) の日本語版の両法および「親日派」の項目を参照 (2007 年 2 月 8 日アクセス)。

国際法からの植民地化の不当性認定と補償問題については、奴隷化を中心として南アフリカ国際法学者の Du Pleiss 2003 が論じている。現実的な解決策としては、「グローバルなモラル経済」へのサポートを、といった議論になっているが、歴史的な不正義への対処として、問題を一般的に、「植民地化の補償 (Reparation for Colonization)」の問題として提起しているところはすぐれている。たとえば、過去の人権侵害を問題にする、「移行期の正義 (Transitional Justice)」に関する議論では、ナチズムのジェノサイドやそれ以後の独裁政権の人権侵害は問題にされても、植民地化の不正義までは、視野に入っていないよ

うである。この点について、さしあたり、Bickford2004 参照。なお、植民地時代にさかのぼる欧米の博物館、美術館による蒐集品、美術品の返却問題も、植民地化不正義にかかわる問題のひとつである。

(28) 通常の法的手続きで処理することが困難な場合に、Tribunal が設置されるが、たとえば、1993 年の旧ユーゴ国際戦犯法廷 (International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia) や、1994 年のルワンダ国際戦犯法廷 (International Criminal Tribunal for Rwanda) のように国連の安保理決議に基づいて、ジェノサイドに対処する国連法廷 (United Nations tribunals) として設置される場合もあれば、アメリカ軍などによるイラク侵略後の 2004 年にフセイン政権の犯罪を裁くために設置されたイラク特別法廷 (Iraqi Special Tribunal) のようにその性格について強い疑念が寄せられている場合もある。この点については、Wikipedia 英語版の「イラク特別法廷」の項目

(http://en.wikipedia.org/wiki/Iraqi_Special_Tribunal : 2007 年 2 月 8 日アクセス) を参照。ルワンダおよび旧ユーゴの国際戦犯法廷についても、Wikipedia 英語版の項目は充実している。アメリカ軍などのイラク侵略の場合のように、国際政治的な力関係から国連で問題にできない場合、世界的な NGO のネットワークによって、その犯罪性への審判が行われる場合もある。2003 年から 2005 年にかけてのイラク世界民衆法廷 (World Tribunal on Iraq) そのような試みであり (そのサイトは (<http://www.worldtribunal.org/main/?> : 2007 年 2 月 8 日アクセス)、旧日本軍の性的奴隷制に対する東京での 2000 年の女性国際戦犯法廷 (Women's Tribunal) も同様の試みであった (VAWNET のサイト

http://www1.jca.apc.org/vaww-net-japan/womens_tribunal_2000/index.html : 2007 年 2 月 8 日アクセス、を参照)。

(29) Brookfield2006, pp.98-99 など参照。ワイタンギ審判所は、国際法的には先住民の権利論の構成という見地から注目され、1988 年には国連調査団が調査に入っている。これについて Kingsbury1989 を参照。植民地化の行為の不当性が、先住民の大地と天然資源への権利の侵害であり、それを深刻に受け取るとすれば、条約の有無は問題ではなくなる。押し付けられた自己奴隷化条約も無効である。ベニスの商人の例で、『権利のための闘争』の著者イェーリンクが論じたように、むしろ自然法的な正義の観念によって、植民地化の不当性を規定すべきであろう。

カナダとオーストラリアで進行中の、先住民の権利を認めた上で、条約を結ぶ、という和解 (Reconciliation) 政策については、そうせざるをえない先住民の側の立場を認めたいうえで、それを批判するものではないとしながら、そのような交渉が行われる場合の基本的な構造の問題点を指摘し、倫理の基準 (Ethical yardstick) を適用して、植民地的構造の継続に警鐘を鳴らし続けよう、という

Pratt2004のような研究もある。また、Molloy2005は、ワイタンギ条約を契約としてとらえ、それにこだわりすぎる議論を、ジージェクの議論を用いて、つっこんで批判している。

(30) Kawharu2005、Sullivan2005参照。なお、いわゆるマオリ開発 Maori Development 論の中心的テーマは、貧困の克服と正義の実現であり、さまざまな議論が行われている。代表的なものとして Durie1998、Durie2005を参照。

資本主義発展の出発点としての暴力は、最近の資本主義のグローバル化の推進者であるネオリベラルあるいはニューライトの論客によって肯定される傾向にあるようだ。注(25)で触れたワイタンギ・プロセス全体への批判である Minogue1998は、次のように明確に述べている。

「あらゆる政治的統一は暴力の結果である。ブリテンはイングランド、ウェールズ、スコットランドなどの抵抗―いちめんの死体―を乗り越えて統一された。カナダはブリテンの征服によって統一された。フランスは、大軍を率いる拡張主義的な諸王によって創り出された。…一般的原則は明らかだ。統一は流血によってのみもたらされるが、ひとたび達成されれば、それはすべての人の利益になる。」(Minogue1998,p.88)

この「一般的原則」は、そのまま、ブッシュ政権のイラク征服のロジックに適用できる。そこには、近代の経済発展をそのまま「すべての人の利益」ととらえる価値観がいまだに無批判に前提されていわざるをえない。ニュージーランドにおけるいわゆるネオリベラルあるいは新右翼の潮流については、Janiewski & Morris2005が詳細な概観をしている。

(31) 筆者は、ニュージーランドにおいても、ヨーロッパ系移民の子孫の間で盛んになっている自分の祖先の系譜(ルーツ)をたどる系譜学(Genealogy)ブームに注目している。筆者の観察によれば、とりわけ年金生活者の年齢に達した層の間では、自分の系譜調査は、ほとんど共通の趣味のようになっており、地域図書館には必ず系譜学専用のレファレンス・コーナーと書棚、データベースが設置してある。もとより、このような系譜調査がイングランドやスコットランド、アイルランドのある地域にかかわる部族的ともいべき集団の結成を促しているというデータはいまのところ入手できていない。なお、歴史的には、19世紀以来の欧米移民とカトリックやプロテスタント諸派の教会との結びつきは強固であり、各地の郷土博物館で関連資料を見ることができる。さらに中国や太平洋島嶼諸国の場合も同様である。しかし、教会がコミュニティ形成の求心力を失っていることは欧米の一般的状況と同様である。

(32) マオリ文化の最近の動向に関して、いくつかの興味深いサイトがあるが、本では、たとえば Mulholland et al. 2006を参照。

(33) なお1986年にはテ・ララワ部族連合(Te Roopu-a-Iwi o te Tarawa)

として発足し、1988年に現在のテ・ララワ部族会議 (Te Ruunanga o te Tarawa) となった。同会議のサイト (<http://www.terarawa.co.nz/frames.htm> : 2007年2月8日アクセス) を参照。3ヶ月ごとに発行される機関紙のバックナンバーをはじめ、多くの資料が入手できる。ただし筆者は、Kaitaia Community Centerで開催された創立20周年記念祭期間中の2006年11月1~3日に部分参加しえたのみである。

(34) 前注のテ・ララワ部族会議のサイトの部族登録への呼びかけ (“Register with Te Rarawa”) からダウンロードできる部族登録用紙によれば、部族登録の資格は、「①18歳以上の成人で、自分の系譜をテ・ララワの祖先にたどることができる (who can whakapapa to Te Rarawa tupuna) 人、②テ・ララワ部族の子孫の配偶者あるいは死別した配偶者、③自分の意志であるいは保護者によって部族成員の養子となった者 (Tamariki/tangata atawhai)、④両親、祖父母、あるいは保護者によって自分の系譜をテ・ララワの祖先にたどることができる18歳以下の未成年者。」となっており、母方と父方にわたって曾祖父母まえの名前と部族、さらに系譜について証言できる問い合わせ人を記入する欄がある。

(35) テ・ララワ部族の場合、それを構成する23のより小さな副部族 (Hapuu : Sub-tribe) ごとの集会所 (Marae) からひとりの代表が集まって、部族会議 (Te Ruunanga : Council) を形成し、部族会議が執行委員会 (Executive Committee) を選び、執行委員会のもとで専従職員を持つ専門部が活動するという構造になっている。注(33)の部族サイトの部族会議に関する部分を参照。なお、同サイトの部族登録呼びかけ文では、部族会議登録人員は千名強だが、1996年センサスによれば8千人以上がテ・ララワへの所属を記入しており、政府への交渉の進展のためにも重要として、登録を呼びかけている。また、選挙の状況などは、同じサイトからアクセスできる機関紙 Te Kukupu のバックナンバーに詳しい。

(36) 「テ・ララワ部族会議の使命 (Mission Statement)」は、「副部族 (hapu) の発展のための手段を提供し、テ・ララワ部族すべての改善、持続可能性、福祉のために、その境界 (rohe) 内で資源を活用すること」とされている。しかし同時に、「歴史的なワイタンギ条約の訴えを解決するための対政府交渉は、当面する最大の課題のひとつ」 (“Summary of Te Rarawa Historical Claims Overview”) として、サイトの大きな部分が、ワイタンギ審判所への訴えと政府交渉に当てられている。注(33)のサイト参照。

(37) たとえば、テ・ララワの場合、注(33)のサイトによれば、専門部は、次のような内容を持つ3つのグループからなっている。①商業グループ；住宅事業、害虫駆除、北部水質浄化事業、職業訓練、商品開発など。②戦略的資源；自然保護、ワイタンギ条約関連の訴え、政策開発、慣行漁業、金融、人的資源、

組織管理、部族登録など。③社会グループ；教育、保健、社会正義、社会サービス、訓練など。

(38) ハーバーマスのコミュニケーション的行為論の批判的發展をめざす Young1995 の「コミュニケーション的民主主義」に関する興味深い議論を参照されたい。

(39) たとえば、Belgrave2005,pp.36-39 は、ワイタング審判所が、マオリの部族間の矛盾する要求や歴史的記憶の間で、事実上、部族間関係に介入せざるをえなくなってきたとしている。異なる主張や記憶を持つマオリ部族の成員たちが集まる審判所の聴聞の中で、歴史と正義とが、語り合いのコミュニケーションの中から、いわば創られていくことは、法社会的な観点を明確にもつ Brookfield2006 も強調している。

いずれの場合も、ワイタング条約が結ばれる以前の 1835 年にマオリの一部族に征服されていたため、条約の解釈論としては難問となった、チャタム諸島（レーコフ）の先住民であるモリオリ人と征服したマオリ部族による訴えに関する 2001 年の審判所の報告書 (*Rekohu: A Report on Moriori and Ngati Mutunga Claims in the Chatham Islands* : 審判所のサイトから入手できる) が、両者を含む聴聞を経て、基本的に両当事者の和解を基礎として、正義の観点を基調とした勧告を出したことの意義が強調されている (第 1 表参照)。独自の非武装平和主義文化を確立していたが、侵略によってほとんど絶滅寸前に追い詰められた歴史をもつ点で興味深いモリオリ人については、King2000 がもっとも詳しいが、最近の事情について Davis & Solomon2006、また当事者の運動体のウェブサイト (<http://www.hokotehi.co.nz/> 2006 年 11 月 8 日アクセス) も参照されたい。マオリ部族の Ngati Mutunga については、Tuuta2005 を参照。

なおこれに関連して、先住性だけによって先住民性を規定してするのは困難だとして先住民の権利論に疑問を呈する Waldron2003 の議論があるが、それは、Bennett2005、Brookfield2006pp.263-264,n.134 によって、先住民性の否定から自決権の否定を導くものとして批判されている。

さらに、ニュージーランドのほんとうの先住民は、メラネシア系のモリオリ人 (実際はポリネシア系) であり、ポリネシア系のマオリ人は植民者だとするかつての学説が、現在でもある種の神話となって流布している。それがマオリによる先住民の権利の主張を相対化するのに用いられていることは、筆者も経験し、友人のマッセイ大学教員も語っていた。この神話を含むマオリの起源にかかわる人種神話について、Howe2006;pp.28-29 を参照されたい。なお Wikipedia 英語版の Moriori のサイトも便利なリンクを含み有益である。
(<http://en.wikipedia.org/wiki/Moriori> : 2007 年 1 月 6 日アクセス)

(40) 2006 年 3 月に最高裁でも棄却されたアイヌ民族共有財産問題など、ア

イヌ民族の権利について、新しいアプローチが必要であろう。琉球あるいは沖縄を先住「民族」とみるかどうかについては、長い歴史的な論争がある。さしあたり、小熊 1998 など参照。

(41) その他の領土問題、すなわち竹島（独島）や尖閣諸島などの無人島の場合は、沿岸漁民による交通の歴史的な経緯からアプローチしていく必要があるだろう。

(42) 部落史研究の蓄積を踏まえて、いわゆる被差別部落の個々のケースにそって具体化する必要があることはいうまでもない。なお、部落解放運動の分裂についてもこのような方向で考察してみる必要があると思われる。

(43) 天皇制についても膨大な研究や議論があるが、天皇家の人々の人権を問題にする視点は重要であろう。

【参考文献】（著者名のアルファベット順）

Ballara, Angela. 1998. *Iwi: The Dynamics of Tribal Organisation from c.1769 to c.1945*, Wellington: Victoria University Press.

Ballara, Angela. 2003. *Taua: 'Musket Wars', 'Land Wars' or Tikanga? : Warfare in Maori Society in the Early Nineteenth Century*, Auckland: Penguin Books.

Belgrave, Michael. 2005. *Historical Fictions: Maori Claims and Reinvented Histories*, Auckland: Auckland University Press.

Belgrave, Michael, Merata Kawharu, and David Williams (eds.). 2005. *Waitangi Revisited: Perspectives on the Treaty of Waitangi*, Melbourne: Oxford University Press.

Belich, James. 2000. "New Zealand Wars," in McGibbon(ed.)2000, pp.370-384.

Bennett, Mark. 2005. "Indigeneity as Self-Determination," *Indigenous Law Journal*, No.4, pp.71-115.

Bickford, Louis. 2004. "Transitional Justice," in *The Encyclopedia of Genocide and Crimes against Humanity, Vol.3*, Macmillan Reference USA, pp.1045-1047.

(<http://www.ictj.org/static/TJApproaches/WhatisTJ/macmillan.TJ.eng.pdf>. : 2007年1月6日アクセス)

Boast, Richard. 2001. "Maori and the Law, 1840-2000," in Spiller, et al(eds.)2001. pp.123-185.

Bobbit, Philip. 2002. *The Shield of Achilles: War, Peace and the Course*

of History, London, etc.:Penguin Books.

Brookfield, F.M. 2006. *Waitangi and Indigenous Rights: Revolution, Law and Legitimation, Updated Edition*, (First Edition,1999) , Auckland University Press: Auckland.

Brooking, Tom. 1992. "Economic Transformation," in Rice(ed.)1992, pp.230-253.

Byrnes, Giselle. 2004. *The Waitangi Tribunal and New Zealand History*, Auckland, N.Z.: Oxford University Press.

Caldicott, Helen. 2004. *The New Nuclear Danger: George W. Bush's Military Industrial Complex, With a New Introduction on the Situation in Iraq*, New York & London: The New Press (The First Edition, 2002).

Coates, Ken S. & P.G. McHugh, with commentaries by Mason Durie, David Caygill, Roger Maaka, Bill Mansfield, Apirana Mahuika, W.H. Oliver, Gina Rudland, Margaret Wilson, and Joe Williams.1998 . *Living Relationships; Kookiri Ngaatahi; The Treaty of Waitangi in the New Millenium*, Wellington: Victoria University Press.

Chapman, Robert. 1992. "From Labour to National," in Rice(ed.)1992, pp.351-384.

Consedine, Robert & Joanna Consedine. 2005. *Healing Our History; The Challenge of The Treaty of Waitangi, Updated Edition*, Auckland,etc.: Penguin Books.(First Edition, 2001.)

Coxhead,Craig (2002), 'Where are the Negotiations in the Direct Negotiations of Treaty Settlements?', Waikato Law Review No.10, pp.13-38.

Crosby, Ron. 2001. *The Musket Wars; A History of Inter-Iwi Conflict 1806-45, Revised Paper Back Edition* (First Edition,1999), Reed Books: Auckland.

Dalziel, Raewyn. 1992. "The Politics of Settlement," in Rice(ed.)1992, pp.87-111.

Davis, Denise & Maau Solomon, 2006. "Moriori," in Te Ara- The Encyclopedia of New Zealand 2006, pp.94-99.(<http://www.teara.govt.nz/newzealanders/maorinewzealanders/moriori/en> : 2007年1月6日アクセス)

Dawson, Richard. 2001. *The Treaty of Waitangi and the Control of Language*, Wellington: Institute of Policy Studies, Victoria University of Wellington.

Dunstall, Graeme. 1992. "The Social Pattern," in Rice(ed.)1992,

pp.451-481.

Du Plessis, Max. 2003. "Historical Injustice and International Law: An Exploratory Discussion of Reparation for Slavery," *Human Rights Quarterly*, Volume 25, Number 3, August 2003, pp. 624-659.

Durie, Mason. 1998. *Te Mana, Te Kaawanatanga; The Politics of Maaori Self Determination*, Auckland: Oxford University Press.

Durie, Mason. 2005. *Ngaa Tai Matatuu; Tides of Endurance*, Melbourne, etc.: Oxford University Press.

Fletcher, Debra 2004. "Australian Native Title," in Hayward & Wheen 2004, pp.154-167.

Ferguson, Niall. 2005. *Colossus; The Rise and Fall of the American Empire*, London, etc. : Penguin Books.

Gibbons, P.J. 1992. "The Climate of Opinion," in Rice(ed.) 1992, pp.308-336.

Graham, Douglas. 1996. *Trick or Treaty?*, Institute of Policy Studies: Wellington.

Graham, Jeanine. 1992. "Settler Society," in Rice(ed.)1992, pp.112-140.

Hamer, Paul 2004. "A Quarter-century of the Waitangi Tribunal; Responding to the Challenge," in Hayward & Wheen 2004, pp.3-14.

Hardt, Michael and Antonio Negri. 2000. *Empire*, Cambridge, MA: Harvard University Press.

Hawke, Gary. 1992. "Economic Trends and Economic Policy,1938-1992," in Rice(ed.)1992, pp.412-450.

Hayward, Janine & Price, Richard T. 2004. "Indian Treaties and Claims in Canada," in Hayward & Wheen 2004, pp.139-153.

Hayward, Janine & Wheen, Nicola R.(eds.) 2004. *The Waitangi Tribunal; Te Roopu Whakamana I te Tiriti o Waitangi*, Bridget Williams Books: Wellington.

Hill, Richard S. 2002. *Anti-Treatyism and Anti-Scholarship: An Analysis of Anti-Treatyist Writings, (Treaty of Waitangi Research Unit, Occasional Paper Series, Number 8)*, Wellington: Victoria University of Wellington.

平松紘・申惠丰・ジェラルド・ポール・マクリン『ニュージーランド先住民マオリの人権と文化』（世界人権問題叢書 36), 明石書店, 2000.

廣瀬孝文 2004. 「先住民による前浜と海底の所有権—ニュージーランド

の 2003 年『マールバラサウンズ判決』『岐阜聖徳学園大学紀要』43 号、1-11 ページ。

Howe, K.R. 2006. "Ideas of Maaori Origins," in *Te Ara- The Encyclopedia of New Zealand* 2006, pp.25-31.

(<http://www.teara.govt.nz/NewZealanders/MaoriNewZealanders/IdeasOfMaoriOrigins/4/en> : 2007 年 1 月 6 日アクセス)

深山直子 2003a. 「ワイタンギ審判所に関する一考察—マオリの歴史が再構築される場」『日本ニュージーランド学会誌』10 号、45-54 ページ。(NII-ELS からアクセス可能)

深山直子 2003b. 「マオリ漁業権の獲得に向けて—1986 年テ・ウェエヒ裁判を中心に」『社会人類学年報』29 号、59-82 ページ。

Janiewski, Dolores & Morris, Paul. 2005. *New Rights New Zealand: Myths, Moralities and Markets*, Auckland: Auckland University Press.

Kawharu, I.H.(Ed.). 1989. *Waitangi: Maori and Pakeha Perspectives of the Treaty of Waitangi*, Auckland: Oxford University Press.

Kawharu, Merata. 2005. "Rangatiratanga and Social Policy," in Belgrave et.al(eds.)2005, pp.105-122.

King, Michael. 1992. "Between Two Worlds," in Rice(ed.) 1992, pp.285-307.

King, Michael. 1999. "Introduction," in Crosby, R.D., *The Musket Wars; A History of Inter-Iwi Conflict, 1806-45*, Auckland: Reed Publishing Ltd., 1999, pp.9-12.

King, Michael. 2000. *Moriori: A People Rediscovered (Revised Edition)*, Viking: Auckland.(First Edition, 1989)

King, Michael. 2003. *The Penguin History of New Zealand*, Auckland: Penguin Books(NZ).

Kingsbury, Benedict. 1989. "The Treaty of Waitangi; Some International Law Aspects," in Kawharu(ed.)1989, pp.121-157.

Korman, Sharon. 1996. *The Right of Conquest: The Acquisition of Territory by Force in International Law and Practice*, Oxford University Press: Oxford.

Maaka, R. & A. Fleras, *The Politics of Indigeneity: Challenging the State in Canada and New Zealand*, Dunedin: University of Otago Press.

McGibbon, Ian(ed.) 2000. *The Oxford Companion to New Zealand Military History*, Auckland: Oxford University Press.

McIntyre, W. David. 1992a. "Imperialism and Nationalism," in

Rice(ed.)1992, pp.337-347.

McIntyre, W. David, 1992b. "From Dual Dependency to Nuclear Free," in Rice(ed.) 1992, pp.520-538.

McRobie, Alan. 1992. "The Politics of Volatility, 1972-1991" in Rice(ed.)1992, pp.385-411.

Minogue, Kenneth. 1998. *Waitangi; Morality and Reality*, Wellington: New Zealand Business Roundtable.

Molloy, Maureen. 2005. "Contracting Fantasies: The Treaty of Waitangi," in Laurence Simmons, Heather Worth and Maureen Molloy(eds.), *From Z to A: Zizek at the Antipodes*, Wellington: Dunmore Publishing Ltd., 2005, pp.171-184.

Moon, Paul. 2002. *Te Ara Kii Te Tiriti; The Path to the Treaty of Waitangi*, Auckland: David Ling Publishing Ltd.

Moon, Paul & Peter Biggs. 2004. *The Treaty and its Times: The Illustrated History*, Resource Books: Auckland.

Mulholland, Malcom and contributors. 2006. *State of Maaori Nation: Twenty-First Century Issues in Aotearoa*, Auckland: Reed Publishing Ltd.

Mutu, Margaret. 2005. "Recovering Fagin's Ill-Gotten Gains: Settling Ngaati Kahu's Treaty of Waitangi Claims against the Crown," in Belgrave et al(eds.)2005, pp.187-209.

内藤暁子 1997 「ニュージーランド政府との『和解』の果てに—先住民族マオリ、タイヌイ・マオリ・トラスト・ボードのめざすもの」『史苑』(立教大学史学会) 第58巻第1号、9-25 ページ。

内藤暁子 2000 「未来への指針—再評価されたワイタンギ条約とマオリの戦略」『国立民族博物館研究報告別冊』21号、2000年3月、333-334 ページ。

New Zealand Crown Forestry Rental Trust. 2003. *Maori Experiences of the Direct Negotiation Process; Case Studies and Personal Experiences of Various Negotiators on the Negotiation Process with the Crown to Settle Claims under the Treaty of Waitangi*, Wellington: New Zealand Crown Forestry Rental Trust.

Oddie, Graham & Roy Perrett(eds.). 1992. *Justice, Ethics, and New Zealand Society*, Auckland, etc.: Oxford University Press.

Office of Treaty Settlements (Te Tari Whakatau Take e paa ana kit e Tiriti o Waitangi) . 2006. "Four Monthly Report; July-October 2006," (<http://www.ots.govt.nz/> から入手可能、2007年2月5日アクセス)

Office of Treaty Settlements (Te Tari Whakatau Take e paa ana kit e

Tiriti o Waitangi) . 2002. *Ka Tika a Muri, Ka Tika a Mua: Healing the Past, Building a Future: A Guide to Treaty of Waitangi Claims and Negotiations with the Crown*, Wellington. (<http://www.ots.govt.nz/> から入手可能、2007年2月5日アクセス)

小熊英二 1998 『「日本人」の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社。

岡野内 正 1997 「湾岸諸国」田中浩編『現代世界と福祉国家；国際比較研究』お茶の水書房、659-667 ページ、所収。

岡野内 正 2005 「代替開発戦略論覚書；デビッド・コーテンにおける階級、ジェンダー、ネイション、エコロジー、公共圏」(上・下)『アジア・アフリカ研究』第45巻第2号、第3号、2005年4月、7月。

Olssen, Erik. 1992. "Towards a New Society," in Rice(ed.)1992, pp.254-284.

Orange, Claudia. 1987. *The Treaty o Waitangi*, Wellington: Allen & Unwin New Zealand Limited in association with the Port Nicholson Press. (Reprinted in 1992, by Bridget Williams Books Limited, Wellington.)

Orange, Claudia. 2004. *An Illustrated History of the Treaty of Waitangi*, Wellington: Bridget Williams Books Ltd.

Owens, J.M.R. 1992. "New Zealand before Annexation," in Rice(ed.)1992, pp.28-53.

Parsonson, Ann. 1992. "The Challenge of Mana Maaori," in Rice(ed.)1992, pp.167-198.

Pawson, Eric & Brooking, Tom(eds.). 2002. *Environmental Histories of New Zealand*, Melbourne, etc.: Oxford University Press.

Pratt, Angela. 2004. "Treaties vs. Terra Nullius: Reconciliation, Treaty-Making and Indigenous Sovereignty in Australia and Canada," *Indigenous Law Journal*, No.3, 2004, pp.43-60.

Rabel, Roberto. 2000. "Vietnam War," in McGibbon(ed.)2000, pp.561-566.

Rata, Elizabeth. 2000. *A Political Economy of Neotribal Capitalism*, Lanham, Md and Oxford: Lexington Books.

Renan, Ernest. 1882. "Qu'est-ce qu'une nation?" (Conference faite en Sorbonne, le 11 mars 1882), (http://ourworld.compuserve.com/homepages/bib_lisieux/nation01.htm 2007年2月6日アクセス)

Rice, Geoffrey. 1992. "A Revolution in Social Policy, 1981-1991," in

Rice(ed.) 1992, pp.482-497.

Rice, Geoffrey W. (Ed.). 1992. *The Oxford History of New Zealand, Second Edition*, Auckland: Oxford University Press.

Richardson, Len. 1992. "Parties and Political Change," in Rice(ed.)1992, pp.201-229.

Round, David. 1998. *Truth or Treaty? ; Commonsense Questions About the Treaty of Waitangi*, Christchurch: Canterbury University Press.

齋藤憲司 1993「ニュー・ジーランド先住民とワイタンギ条約」『外国の立法』32巻2・3号、1993年12月、236-281ページ。

Scott, Stuart C. 1995. *The Travesty of Waitangi: Towards Anarchy*, Dunedin: The Cambell Press.

Sharp, Andrew. 1997. *Justice and the Maaori: The Philosophy and Practice of Maaori Claims in the New Zealand since 1970s, Second Edition*, Auckland: Oxford University Press.(First Edition, 1990.)

Sharp, Andrew and Paul McHugh(eds.). 2001. *Histories, Power and Loss: Uses of the Past – A New Zealand Commentary*, Wellington: Bridget Williams Books.

Shoebridge, Tim. 2006. *Waitangi Tribunal Bibliography, 1975-2005: Tribunal reports, research reports and other publications*, Wellington, N.Z.: Waitangi Tribunal.

Smith, Philippa Mein. 2005. *A Concise History of New Zealand*, Cambridge, etc.: Cambridge University Press.

Solomon, Maui. 2005. "The Wai 262 Claim: A Claim by Maaori to Indigenous Flora and Fauna: Me o Ratou Taonga Katoa," in Belgrave et al.(eds.)2005, pp.213-232.

Sorrenson, M.P.K. 1992. "Maaori and Paakehaa," in Rice(ed.)1992, pp.141-166.

Spiller, Peter. 2003. *The Disputes Tribunals of New Zealand, 2nd Edition*, Brookers Ltd: Wellington. (First Edition, 1997.)

Spiller, Peter, Jeremy Finn, and Richard Boast(Eds.) 2001. *A New Zealand Legal History, Second Edition*, Brookers Ltd: Wellington. (First Edition, 1993.)

Stewart-Harawira, Makere. 2005. *The New Imperial Order: Indigenous Responses to Globalization*, Zed Books: London & New York.

Sullivan, Ann. 2005. "The Treaty of Waitangi and Social Well-being: Justice, Representation, and Participation," in Belgrave et al(eds.)2005,

pp.123-135.

高村宏子 2006 「アメリカ、カナダにおける先住民の第一次大戦参加と市民権問題」『東洋学園大学紀要』第14号、2006年3月、63-76ページ。

(http://www.tyg.jp/tgu/school_guidance/bulletin/K14/kiyo14.html 2006年11月8日アクセス)

高山直也 2006 「フランスの植民地支配を肯定する法律とその第4条第2項の廃止について」『外国の立法』第229号、2006年8月、92-113ページ。

玉井 昇 2004 「ニューカレドニア・多文化社会構築への一提言——NZ ワイタンギ審判所方式の導入を考える」『パシフィック・ウェイ』（太平洋諸島地域研究所）第123号、36-48ページ。

Te Ara- The Encyclopedia of New Zealand, *Maaori Peoples of New Zealand; Ngaa Iwi o Aotearoa*, David Bateman Ltd.: Auckland, 2006.

Temple, Philip. 2002. *A Sort of Conscience; The Wakefields*, Auckland: Auckland University Press.

Theron, Liesle. 2000. "Healing the Past: A Comparative Analysis of the Waitangi Tribunal and the South African Land Claims System," *Archives: Indigenous People and the Law: An online institute of law affecting indigenous peoples*, (Victoria University of Wellington) (<http://www.kennett.co.nz/law/indigenous/2000/52.html> 2006年12月24日アクセス)

Tuuta, Evelyn. 2005. "Feast or Famine: Customary Fisheries Management in a Contemporary Tribal Society," in Belgrave et.al.(eds.)2005, pp.168-186.

和田明子 2000 『ニュージーランドの市民と政治』明石書店。

Waitangi Tribunal.2007. "Waitangi Tribunal" ワイタンギ審判所のウェブサイト (<http://www.waitangi-tribunal.govt.nz/> 2007年2月8日アクセス)

Waldron, Jeremy. 2003. "Indigeneity: First Peoples and Last Occupancy," *New Zealand Journal of Public and International Law*, No.1, pp.55-82.

Walker, Ranginui J. 1992. "Maaori People since 1950," in Rice(ed.)1992, pp.498-519.

Walker, Ranginui J. 2005. "The Treaty of Waitangi in the Postcolonial Era," in Belgrove, et al(eds.)2005, pp.56-80.

Ward, Alan. 1999. *An Unsettled History; Treaty Claims in New Zealand Today*, Wellington: Bridget Williams Books.

Webb, Robert. 1994. *The Waitangi Tribunal: Justice for Maori or*

Post-Fordist Regulation? (Research Essay submitted in partial fulfillment of the requirements for the degree of Master of Arts, University of Auckland, November, 1994)

Wilson, Margaret & Anna Yeatman (Eds.) 1995. *Justice & Identity: Antipodean Practices*, Wellington: Bridget Williams Books Ltd.

矢部明宏 2003 「ニュージーランドの憲法事情」 国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情 3』(2003年12月) 135-162 ページ。(国立国会図書館の HP から PDF 版入手可能 <http://www.ndl.go.jp/> : 2006年11月8日アクセス)

山本真鳥編 2000 『オセアニア史』(新版世界各国史 27)、山川出版社。

Young, Iris. 1995. "Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy," in Wilson & Yeatman (eds.) 1995, pp.134-152.

(本稿は、2005年度法政大学在外研究による成果の一部である。)